

団体からの学校へのチラシ等配布許可基準

令和8年4月24日

学校教育課

1 配布が可能な基準

学校を通じて配信できるチラシは、以下の**すべての基準**を満たすものに限る。

- **公益性**： 公益団体、社会教育等に資すると認められる団体による事業であること。
- **非営利性**： 参加費等が実費（材料費程度）を超えず、塾や習い事等への勧誘が含まれないこと。
- **中立性**： 特定の政治的思想や宗教を推奨・普及させる内容でないこと。
- **公平性**： 町内の児童生徒が広く、公平に対象となっている内容であること。

2 配布方法の原則

- **配布形態**： 原則 PDF 等のデジタルデータ
- **配信方法**： 保護者向け連絡アプリ等
- **例外措置**： 教育委員会が「共催」または「後援」を行っている事業の通知又は教育委員会（教育長）、学校長が必要と判断したものはこの限りでない。（紙媒体での配布も可：紙媒体の配布の場合は学年、クラス別に分けて団体が用意すること。※学校では仕分けは行わない。）

3 配布の流れ

- (1) 依頼者から町教育委員会へチラシデータを受領する。（メール送信）
- (2) 町教育委員会で内容を審査（配布の可否を決定）
※必要に応じて依頼者へ連絡
- (3) 町教育委員会から学校へ配布依頼
- (4) 各学校が保護者、児童生徒の連絡ツールにより情報配信